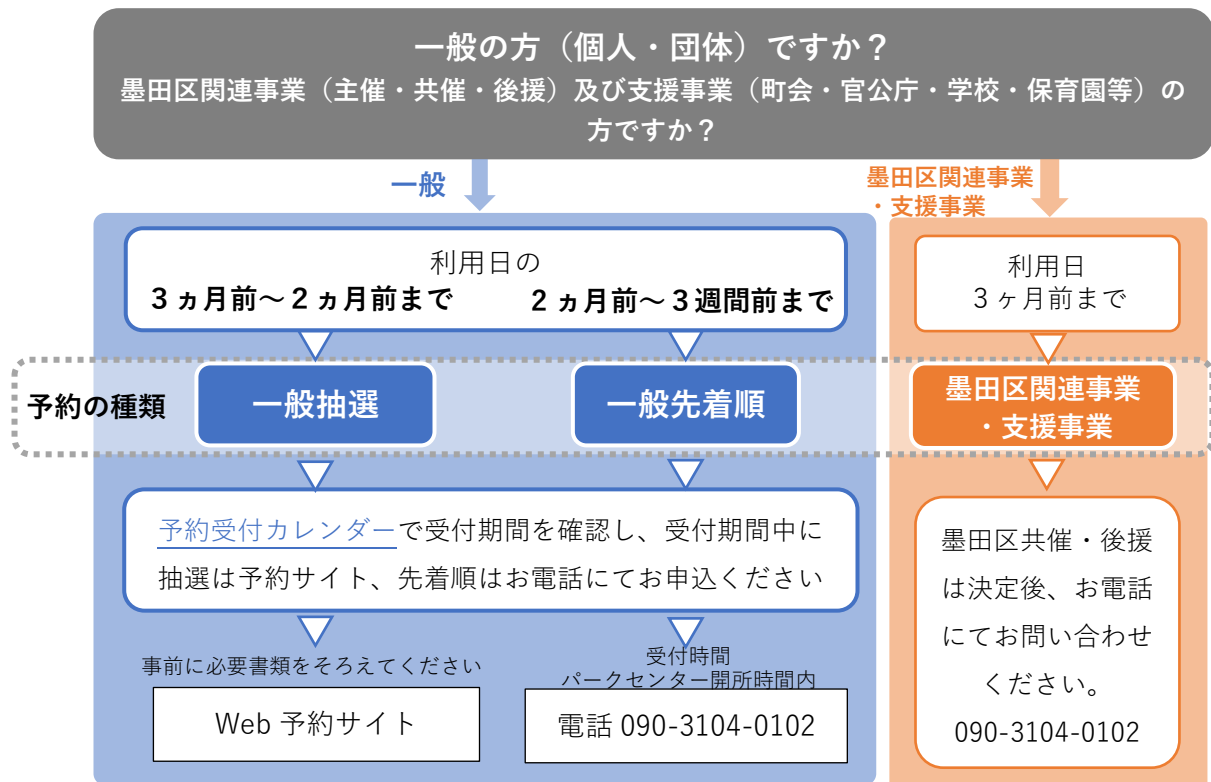


●そよ風ひろば（舗装広場）のご予約

予約の種類（一般抽選／一般先着順／墨田区主催・共催・支援事業）をご確認ください。



一般抽選にお申し込みの方は必要書類チェック表をご確認いただき、事前に必要書類をそろえてください。

一般先着順、墨田区主催・共催・支援事業にお申し込みの方は、お電話にてお問い合わせ後のご用意で構いません。

[別紙-13 必要書類チェック表【一般】](#)

[別紙-14 必要書類チェック表【墨田区主催・共催・支援事業】](#)

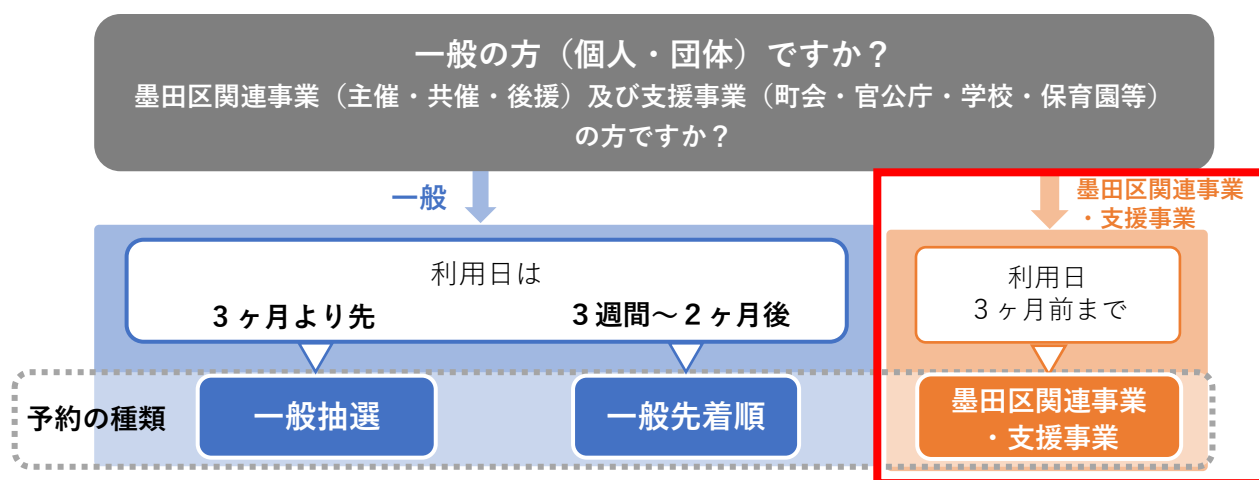
隅田公園 そよ風ひろば（舗装広場）の利用案内（墨田区関連事業・支援事業）

■ そよ風ひろば（舗装広場） 占用利用について

このページは以下のフロー図の一般以外（予約の種類「墨田区関連事業・支援事業」）向けの利用案内です。

隅田公園そよ風ひろば（舗装広場）の占用利用については、本ページおよび「隅田公園利用ガイド」をご一読ください。

- ・ [隅田公園利用ガイド](#)
- ・ [隅田公園平面図](#)
- ・ [隅田公園予約受付期間カレンダー](#)



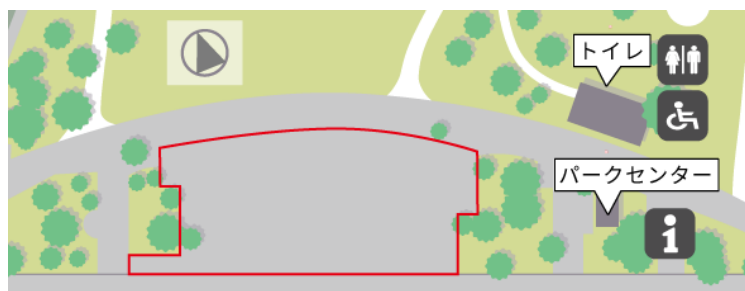
■ 占用利用について

< 占用利用可能時間 >

- ・ 占用許可時間 6：00 から 22：00 まで（準備・撤収の時間を含む。）
- ・ 音出し可能時間 10：00 ～ 21：00
（音出し：楽器の演奏、大道芸パフォーマンス等、話し声より大きな音ができる行為）
- ・ 光の点灯可能時間 6：00 ～ 23：00（イルミネーション等の機材の点灯可能時間）

なお、隅田川花火大会等、指定の期間は占用できません。

< 占用可能エリア >



そよ風広場（舗装広場）を6区画に分けて募集を行います。

1区画あたり縦9.3m、横25m、占用可能面積は139.5㎡程度です。

1～6区画までお申込みいただけます。占用面積に応じた区画数にてお申し込みください。

面積の目安：キッチンカー 1 台当たり（車、看板等含む）10 ㎡程度、大道芸 40 ㎡程度（安全帯を確保、観客含む）

占有場所の希望は受け付けられません。

■ 利用料金

<利用料金>

利用料金は、占有面積×下表の利用時間区分単価で計算します。

占有面積(水平投影面積)で 1 ㎡未満の端数がある場合は、小数点を切り上げて計算します。

例：水平投影面積 50.1 ㎡⇒占有面積は 51 ㎡

	目的	利用時間区分	単価（1 ㎡あたり）
事業又は営業活動を伴う占有	例：移動販売車による販売、物販、音楽イベント、大道芸、教室等	① 6 時から 10 時まで	24 円
		② 10 時から 16 時まで	35 円
		③ 16 時から 22 時まで	35 円
上記以外	例：ガールスカウトの訓練、赤い羽根共同募金、大道芸の練習等	1 日	47 円 ※3 人で 1 ㎡換算

例：10:00～20:00 まで 20 ㎡占有する⇒利用時間区分②と③を 20 ㎡占有

⇒20 ㎡×(35 円+35 円)=1,400 円

例：12 人で募金活動を行う。（営業活動でない）⇒12÷3=4 ㎡⇒4 ㎡×47 円=188 円

内容によっては減免になる場合があるので、事前にホームページのお問い合わせフォーム、またはパークセンターにてお問い合わせください。（

減免対象例：墨田区関連事業（主催・共催・後援）及び支援事業（町会・官公庁・学校・保育園等）

<公園設備利用料金>

種別	利用時間区分	単価
電気設備 (コンセントボックス)	2 口コンセント (100V) を最大 5 か所使用可能、園内に 3 系統、1 か所あたり最大 13A まで	70 円 1 系統、1 時間あたり
その他設備	バックヤード、音響設備、テント等固定用さや管等（「利用ガイド」7, 8 ページを参照）	100 円 いずれか 1 つ以上を使用／1 日あたり

※ 公園設備詳細は「隅田公園利用ガイド」をご確認ください。

- ・電気設備の利用料金は 1 時間単位で計算します。1 時間に満たない場合、1 時間未満の端数がある場合は、1 時間として計算します。

例：利用時間 11:00～11:50⇒1 時間の利用料金、利用時間 13:00～14:30⇒2 時間の利用料金

- ・公園設備を利用される方は申込時に上記設備を使用する旨、図面等に記載してください。その他設備利用希望者多数の場合、すべてのご希望に添えない場合があります。

- ・鍵、備品については、パークセンター開所時間中はスタッフが開け閉めします。

窓口開所時間前のご利用は、場合によっては前日に鍵をお渡しします。パークセンタースタッフ滞在時間外の場合は、鍵返却ポストへ鍵を返却してください。

- ・利用料金減免対象の方のうち、全額免除対象の方は公園設備利用も免除ですが、減額対象の方は公園設備利用料をご負担いただきます。なお、占有を伴わない設備のみの使用はできません。

■ 占用利用予約について

< 占用利用予約方法 >

予約は先着予約です。墨田区内の支援・共催を受ける墨田区各主管課と調整のうえ、墨田区各主管課からの予約となります。

< 予約受付期間 >

前年度 1 月から実施月の 3 か月前まで墨田区各主管課と事前協議のうえ、予約を決定してください。

◆ 「予約受付期間カレンダー」記載の空き状況について

空き状況につきましては変動する可能性があります。あらかじめご了承ください。

< 必要な書類 >

必要書類をご確認いただき、お手元にご用意ください。お電話にてお問い合わせ後のご用意でも構いません。

・別紙-14 必要書類チェック表【墨田区主催・共催・支援】

◆ 必要書類

内容		必要な書類	所定の申請書
移動販売車による出店をする場合	移動販売車単体で出店を行う場合 例：キッチンカー等	・ 占用内容がわかる資料 ※書式自由（出店スケジュール、販売品目・価格表、平面図等一式）※平面図は利用ガイド 24 ページの作成例参照 ・ 営業許可証一式の写し ※営業許可の必要な業種に限る ※東京都内の保健所が発行した出店する事業者名義のもの ・ 車検証の写し ※移動販売車の場合 ・ PL 保険（生産物賠償責任保険） 証書の写し ※飲食物を販売する場合 ※3,000 万円程度の補償のプランが一般的 ・ 関係機関等への申請書の写し ※保健所、消防署、警察等への申請が必要な場合のみ（下表参照）	・ 様式-7 申請者以外で露店の出店に従事する者一覧（当日販売を伴う占用で、区の後援がない場合） ・ 必要書類チェック表（チェック表の○を●に変更して添付）
イベント等で物件を設けない場合	物件を何も設置しない又はテントやイス等、動力を使用せずに大人 4 人程度で簡単に持ち運ぶことが可能なものを設置する場合 例：防災訓練等		・ 墨田区所定様式の公園占用許可申請書 ・ 様式-7 申請者以外で露店の出店に従事する者一覧（当日販売を伴う占用で、区の後援がない場合） ・ 必要書類チェック表（チェック表の○を●に変更して添付）
イベント等で物件を設ける場合	ステージややぐら等、人が簡単に持ち運ぶことができないものを設置する場合 例：スポーツイベント、音楽イベント等		
車両が進入する場合	搬入・搬出や移動販売車など公園内及び墨 22 号路線に車両が進入する場合		・ 通行許可申請書（管理者所定様式）

◆ 関係機関への申請書

内容	問い合わせ先			必要な届け出
	警察署	消防署	保健所	
道路上での作業等を行う場合	○	—	—	道路使用許可
火気を扱う場合	—	○	—	消防活動に支障を及ぼす恐れのある行為の届出書等は、火気使用時は消防署に事前に確認すること
飲食物を提供する場合	—	—	○	飲食の提供内容によって必要書類が異なるため、保健所に事前に確認すること
動物を扱う場合	—	—	○	実施内容によっては、動物愛護管理法の規制を受ける可能性があるため、保健所に事前に確認すること

実施内容について、上記のうち複数に該当するときは、それぞれ必要な手続きを行ってください。
関係機関の住所、連絡先は「利用ガイド」をご参照ください。

申請書等ダウンロード

「必要書類チェック表」をご確認の上、必要な様式をダウンロードしてください。

- ・ [別紙-14 必要書類チェック表【墨田区主催・共催・支援】](#)
- ・ [様式-4 公園特定占用許可申請書](#)
- ・ [様式-5 公園特定占用許可申請書※撮影](#)
- ・ [様式-6 利用料金減免申請書](#)
- ・ [様式-7 申請者以外で露店の出店に従事する者一覧](#)
- ・ [通行許可申請書（管理者所定様式）](#)

問い合わせ先

隅田公園指定管理者：すみだパークマネジメントグループ
電話：090-3104-0102（パークセンター開所時間）
メール：info@sumidapark.jp

<パークセンター開所時間>（閉所日なし）

期間	窓口開所時間
4月から9月まで	平日：午前10時から午後7時まで 土日祝日：午前9時から午後7時まで
10月から3月まで	平日：午前10時から午後6時まで 土日祝日：午前9時から午後6時まで
花見時期（3月下旬から4月上旬）	午前9時から午後10時まで

※ 土日祝日の占用利用時のスタッフ滞在時間：午前6時から22時まで対応

※ 平日の占用利用時のスタッフ滞在時間：窓口開所時間外は状況に応じて対応

2025（令和 7）年 4 月 1 日	初版
2025（令和 7）年 7 月 15 日	変更